

幹事課及び幹事課長の用語に関する訓令

(平成4年9月1日)
(栃木県警察本部訓令第10号)

(目的)

第一条 この訓令は、幹事課及び幹事課長の用語を統一し、事務処理の効率化及び簡素化を図ることを目的とする。

(幹事課)

第二条 各部における業務の総合調整に関する事務を処理させるため、各部に幹事課を置く。

2 幹事課は、警務部にあつては警務課、生活安全部にあつては生活安全企画課、地域部にあつては地域課、刑事部にあつては刑事総務課、交通部にあつては交通企画課、警備部にあつては警備第一課とする。

3 幹事課は、当該課の分掌事務のほか、その所属する部に係る次の各号に掲げる事務を処理する。

一 企画に係る総合調整に関すること。

二 事務の能率化に関すること。

三 部内の各課、隊、所事務の連絡調整に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、部内他課、隊、所の主管に属さない事務に関すること。

(幹事課長)

第三条 「幹事課長」とは、幹事課の長をいう。